

障がいのある方や障がい児を監護又は養育している方へ

【特別障害者手当・障害児福祉手当】

在宅であって、著しく重度の障がいがあるために日常生活で常時特別の介護を必要とする方に支給されます。

手当	対象者	対象となる障がい	手当の額	注意事項	▼詳細はこちら
特別障害者 手当	20歳以上 の方	肢体障がい 心臓障がい 腎臓障がい	月額 29,590円	施設（有料老人ホーム等は除く）に入所している場合や、病院等に継続して3カ月以上入院している場合は支給されません。	
障害児福祉 手当	20歳未満 の方	呼吸器障がい 精神障がい 等	月額 16,100円	施設に入所している場合や、障がいを事由とする年金などを受給している場合は支給されません。	

【特別児童扶養手当】

対象者	手当の額	注意事項	▼詳細はこちら
重度（1級）または中度（2級）の障がいのある児童（20歳未満）を監護・養育している父か母、または養育者の方	月額 1級：56,800円 2級：37,830円	対象児童が施設に入所している場合や、対象児童が障がいを事由とする年金などを受給している場合は支給されません。	

※手当の額は改定される場合があります。（記載は令和8年3月現在）※支給にあたっては所得制限があります。

【問い合わせ先】市障がい者福祉課 ☎ 31-0251 FAX 31-8120

国民年金だより

★ 会社を退職したときは国民年金の届出が必要です

会社を退職すると自分で国民年金の加入手続きをしなければいけません。退職者に扶養されていた配偶者も同じ手続きが必要になります。ただし、20歳未満、60歳以上の方は国民年金の手続きは不要です。

※60歳以上の方でも受給資格期間が足りない方や、老齢基礎年金を満額に近づけたい方は国民年金に任意加入できます。

こんなとき	手続き	届出先	必要なもの
厚生年金や共済組合等に加入していた会社を退職した	国民年金第1号被保険者の【資格取得届】が必要です	<ul style="list-style-type: none"> 保険課 美都地域総務課 	<ul style="list-style-type: none"> 退職日が確認できる書類（離職票、社会保険資格喪失証明書等、公務員の方は辞令書） 年金手帳または基礎年金番号通知書
配偶者が厚生年金や共済組合等に加入していた会社を退職した（配偶者に扶養されていた方）	国民年金第1号被保険者への【種別変更届】が必要です		
失業等により国民年金保険料を納めることが経済的に難しい	申請書を提出し、承認されると保険料の納付が免除される制度があります	<ul style="list-style-type: none"> 匹見地域総務課 	<ul style="list-style-type: none"> 「雇用保険被保険者離職票」や「雇用保険受給資格者証」等の公的機関の証明書の写し（公務員の方は辞令書） 年金手帳または基礎年金番号通知書
退職して厚生年金や共済組合等に加入している配偶者に扶養されるようになった	配偶者の勤務先での手続きが必要です	配偶者の勤務先	配偶者の勤務先にご確認ください

※代理の方が手続きをする場合は、委任状と、代理の方の本人確認ができる書類（運転免許証等）が必要です。
 ※国民年金加入等の手続きは、マイナポータルからスマートフォン等で電子申請することもできます。
 利用方法については、日本年金機構ホームページをご覧ください。

○ 浜田年金事務所 出張年金相談

相談日 3月10日(火)・24日(火)

相談場所 市市民学習センター 104 研修室

相談時間 10:00 ~ 15:30

【予約・問い合わせ先】 浜田年金事務所 ☎ 0855-22-0670

予約の際は、お手元に基礎年金番号のわかるものをご用意ください。

☆要予約

相談日の1カ月前から受付
 ※なお、定員に達した時点で受付は終了します。

※年金相談には、基礎年金番号がわかる書類（基礎年金番号通知書、年金手帳、年金証書または年金額改定通知書などに記載されています）、マイナンバー（個人番号）がわかるもの、本人確認ができる身分証明書（運転免許証等）などをお持ちください。代理の方の場合は、委任状と代理の方の本人確認ができる身分証明書が必要です。

※浜田年金事務所でも相談される場合も、電話での予約が必要です。

【問い合わせ先】市保険課 ☎ 31-0216